

見 積 参 加 希 望 者 様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前 田 剛 宏
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 件 名 | 筑後川上流総管船舶点検整備業務 |
| 2 履 行 場 所 | 福岡県朝倉市矢野竹地内 外5箇所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和8年1月30日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 条 件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分の『その他(役務の提供)』の認定を受けており、営業品目の『船舶修理・船検』に登録しており、かつ、本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に所在する者であること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限り。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。 |
| 2)提出方法 | 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は輸送による。(※電子メールアドレス、FAX番号は4)に記載のとおり)、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。 |
| 3)提出期限 | 令 和 7 年 10 月 27 日 15:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133
電子メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp |
| 5)担 当 者 | 経理課 見上 潤 |
| 6)質 問 書 提出期限 | 令 和 7 年 10 月 20 日 12:00 まで
※質問書の回答については、翌日15:00までにホームページ上に掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年10月28日 15:00 までとします。 |
| 8)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |
| 4)請書を使用します。 | |

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

筑後川上流総管船舶点検整備業務

仕 様 書

令和 7 年 1 0 月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

第1節 総 則

1－1 適 用

この仕様書は、筑後川上流総管船舶点検整備業務（以下「本業務」という）に適用する。

1－2 業務概要

本業務は、筑後川上流総合管理所管内の寺内ダム、大山ダム、小石原川ダム、両筑平野用水、下笠ダム及び松原ダムで所有している船舶の機能維持のため、点検整備を行うものである。

1－3 履行場所

福岡県朝倉市矢野竹地内 外5箇所

詳細は次のとおりとする。

1. 寺内ダム管理所

福岡県朝倉市矢野竹地内 寺内ダム

2. 大山ダム管理所

大分県日田市大山町西大山地内 大山ダム

3. 小石原川ダム管理所

福岡県朝倉市江川地内 小石原川ダム

4. 両筑平野用水管理所

福岡県朝倉市江川地内 江川ダム

5. 下笠ダム管理室

熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵地内 下笠ダム

6. 松原ダム管理室

大分県日田市大山町西大山地内 松原ダム

1－4 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年1月30日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第2節 一般事項

2－1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の船舶の点検・整備及び試運転までの一切とする。

施 設 名	船 名	数 量	備 考
寺内ダム管理所	巡視船（てらうち）	1 隻	点検整備・試運転
	作業船（てらうち 1 号）	1 隻	点検整備・試運転
大山ダム管理所	巡視船（おおやま 1 号）	1 隻	点検整備・試運転
	作業船（おおやま 2 号）	1 隻	点検整備・試運転
小石原川ダム 管理所	巡視船（あさくら）	1 隻	点検整備・試運転
	作業船（とうほう）	1 隻	点検整備・試運転
両筑平野用水 管理所	巡視船（あきづき 1 号）	1 隻	点検整備・試運転
	作業船（あきづき 3 号）	1 隻	点検整備・試運転
	作業船（上秋月丸）	1 隻	点検整備・試運転
下笠ダム管理室	作業船（おうしょう）	1 隻	点検整備・試運転
松原ダム管理室	作業船（梅翔）	1 隻	点検整備・試運転

2－2 提出図書

受注者は、次に示す図書を提出するものとする。

1. 点検整備着手前に提出するもの

- ・業務計画書（作業手順書、計画工程表含む） 1 部（全施設）

2. 点検整備終了後速やかに提出するもの

- ・点検整備報告書 7 部（全施設 1 部、各施設 1 部）

点検整備報告書には次の内容を含むものとする。

(1)点検整備記録書

- ・総合所見
- ・点検整備記録
- ・不良不具合報告書

(2)履行状況写真

3. その他担当職員が指示したもの 必要部数

2－3 設計変更

点検整備により不具合箇所の補修等が生じた場合は、追加の整備について協議のうえ、設計内容の変更並びに請負代金額の変更を行うものとする。

2－4 異常発見時の対応

点検整備の結果、不具合箇所を発見した場合は、不具合状況、原因、修復または改造方法等について、不具合箇所報告書により担当職員に報告するものとする。

2-5 現場発生品

本業務にて生じた現場発生品は、受注者において適切に処分するものとする。

2-6 安全管理

1. 安全管理

水上及び水辺での作業においては、必ず救命胴衣を着用し、落水による事故防止に努めるものとする。

2. 船舶運転

船舶の試運転を行う場合、有資格者が操縦を行うものとする。

3. 水質保全

本業務にあたっては、ダム湖に油等の流出が生じないように作業を行うものとする。

なお、ダム湖に油等が流出した場合は、速やかに担当職員に連絡し、受注者の責任において油吸着マット、またはオイルフェンス等を用いて拡散防止するとともに、速やかに回収するものとする。

2-7 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員に協議するものとする。

第3節 点検整備等

3-1 船舶の主要仕様

本業務の対象船舶の主要仕様は、別紙-1「船舶仕様一覧表」に示すとおりである。

3-2 点検整備

1. 点検項目は、別紙-2「点検項目表」のとおりとする。
2. 点検によって確認された不具合箇所のうち、調整、予備品取替で簡易に行えるものについては本業務に含まれるものとする。
3. 整備項目は、別紙-3「整備項目表」のとおりとし、取替等を行う部品等については受注者にて準備するものとする。
4. エンジンオイル及びギヤオイルは、各船舶で使用数量が確認できるように写真管理を行うものとする。
6. 点検整備の実施日については、事前に担当職員と調整を行うものとする。
7. 点検整備に使用する船舶の燃料は、機構が無償支給するものとする。
8. 各ダム等の保管場所及び点検整備場所（作業ヤード）は次に示すとおりとする。

施 設 名	保 管 場 所	点 検 整 備 場 所
寺内ダム管理所	艇庫	艇庫
大山ダム管理所	浮棧橋	大山ダム左岸側上流管理用道路
小石原川ダム管理所	浮棧橋	小石原川ダム右岸上流進入路
両筑平野用水管理所	艇庫	艇庫
下笠ダム管理室	艇庫	艇庫及び貯水池内の斜路
松原ダム管理室	浮棧橋	貯水池内の斜路

9. 保管場所から点検整備場所、ダム湖までの運搬は機構が行うものとする。
10. 両筑平野用水管理所のあきづき 1 号の固定金具及び固定ロープを取り外し、バッテリーを左舷シート下から中央部に移設し、固定するものとする。
11. 下笠ダム管理室及び松原ダム管理室の整備作業は、船体を牽引台車で引き上げ行うものとする。
 なお、これら作業に必要な牽引台車、クレーン付きトラック及びスリングベルト等は受注者において準備するものとする。

3-3 試 運 転

点検整備作業が終了した船舶は、ダム湖内を 10 分程度航行し船舶に異常がないことを確認するものとする。

なお、両筑平野用水作業船（あきづき 3 号）用船外機予備については、水洗キット（モーターフラッシャー）等を用いて陸上にて船外機の試運転を実施するものとする。

その場合、水洗キットは機構所有のものを使用可能とし、試運転に係る水道水については無償支給する。

以 上

(案)

請 書

- 1 件 名 筑後川上流総管船舶点検整備業務
- 2 場 所 福岡県朝倉市矢野竹地内 外5箇所
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 1 月 3 0 日
- 4 請負代金額 ￥. ー

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ー)

上記の業務をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔甘木〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。